

第2回つくば市立地適正化計画検討委員会

～基本的な方針～

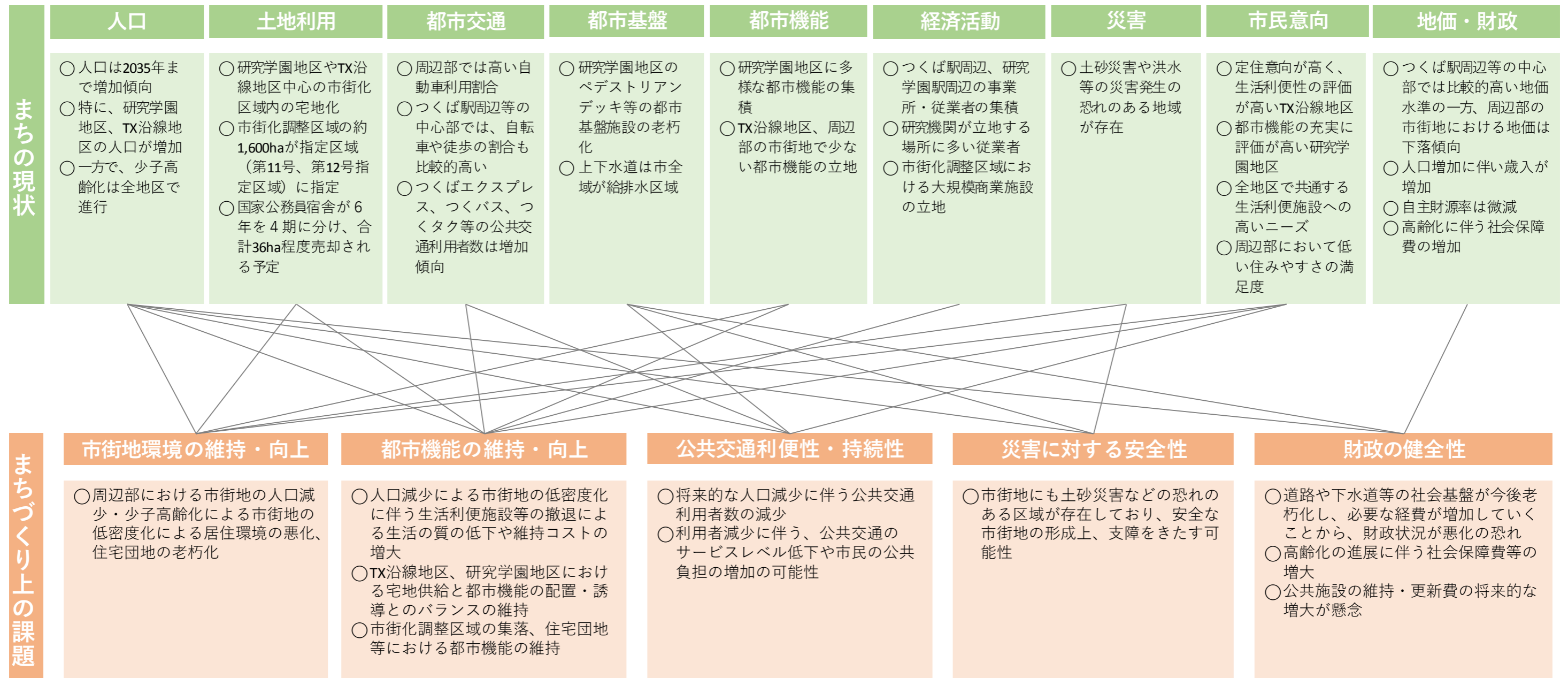
〈目次〉

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. つくば市の現状とまちづくりの課題 | p1 |
| 2. 立地適正化計画の区域と期間 | p2 |
| 3. つくば市立地適正化計画の基本的な方針 | p3 |

つくば市の現状とまちづくりの課題

- まちの現状分析から、つくば市におけるまちづくりの課題を整理します。

まちの現状とまちづくり上の課題 まとめ



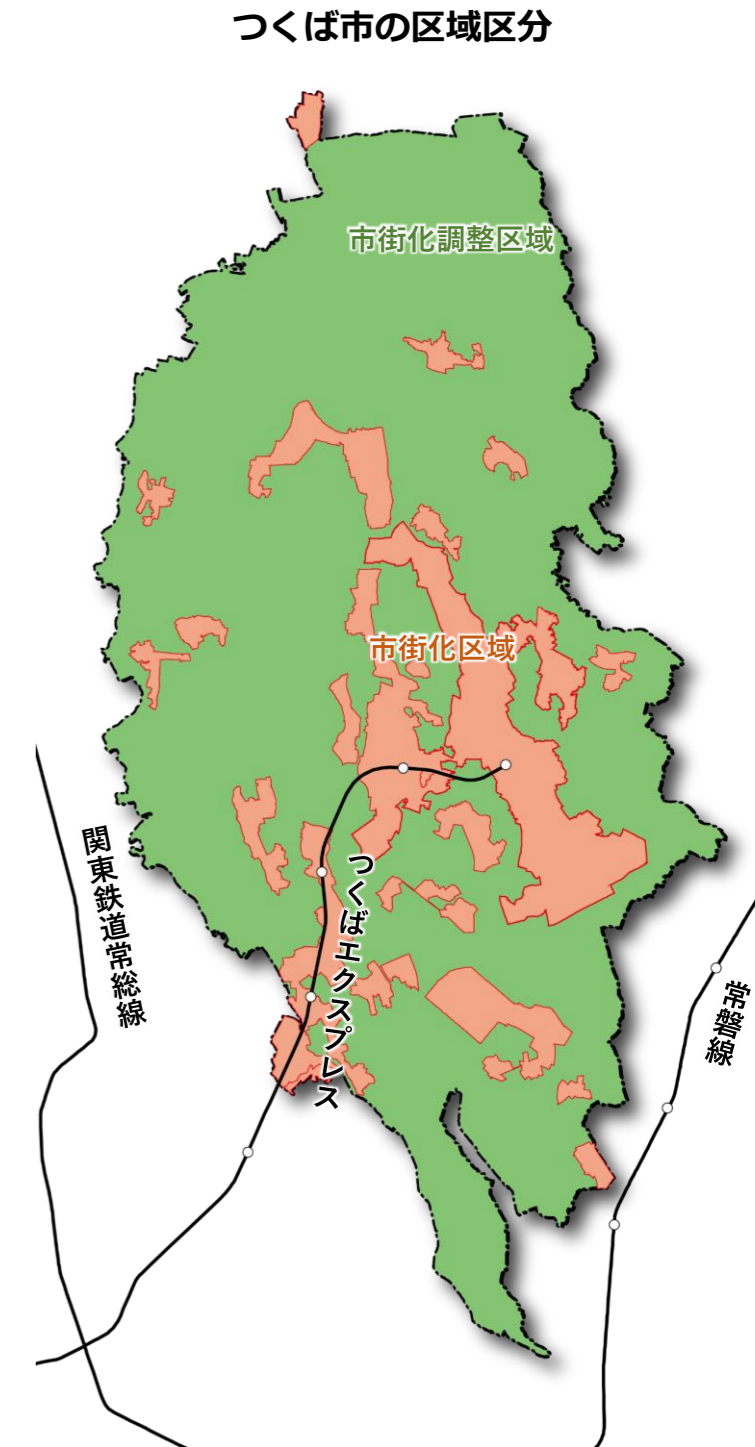
つくば市における立地適正化計画策定の目的

少子高齢化にあっても、都市の活力と住民の生活利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現する
 →拠点に生活サービス施設が集積し、公共交通により誰もが容易に拠点にアクセスできる「ネットワーク型コンパクトシティ」の構築

立地適正化計画の区域と期間

1) 計画区域

- 立地適正化計画は、都市計画区域において定められる計画となります（都市再生特別措置法第81条第1項）。つくば市では、都市全体を見渡す観点から、研究学園都市計画区域である市全域を立地適正化計画区域とします。
- 市街化区域はもちろん、市街化調整区域の集落や住宅団地等も考慮し、公共交通ネットワークと連携し、生活しやすい、コンパクトな都市づくりを推進するものです。
- ただし、**立地適正化計画に定める誘導区域は市街化区域を対象**としたもので、市街化調整区域は対象外となります。市街化調整区域のあり方については、改めて検討を行います。



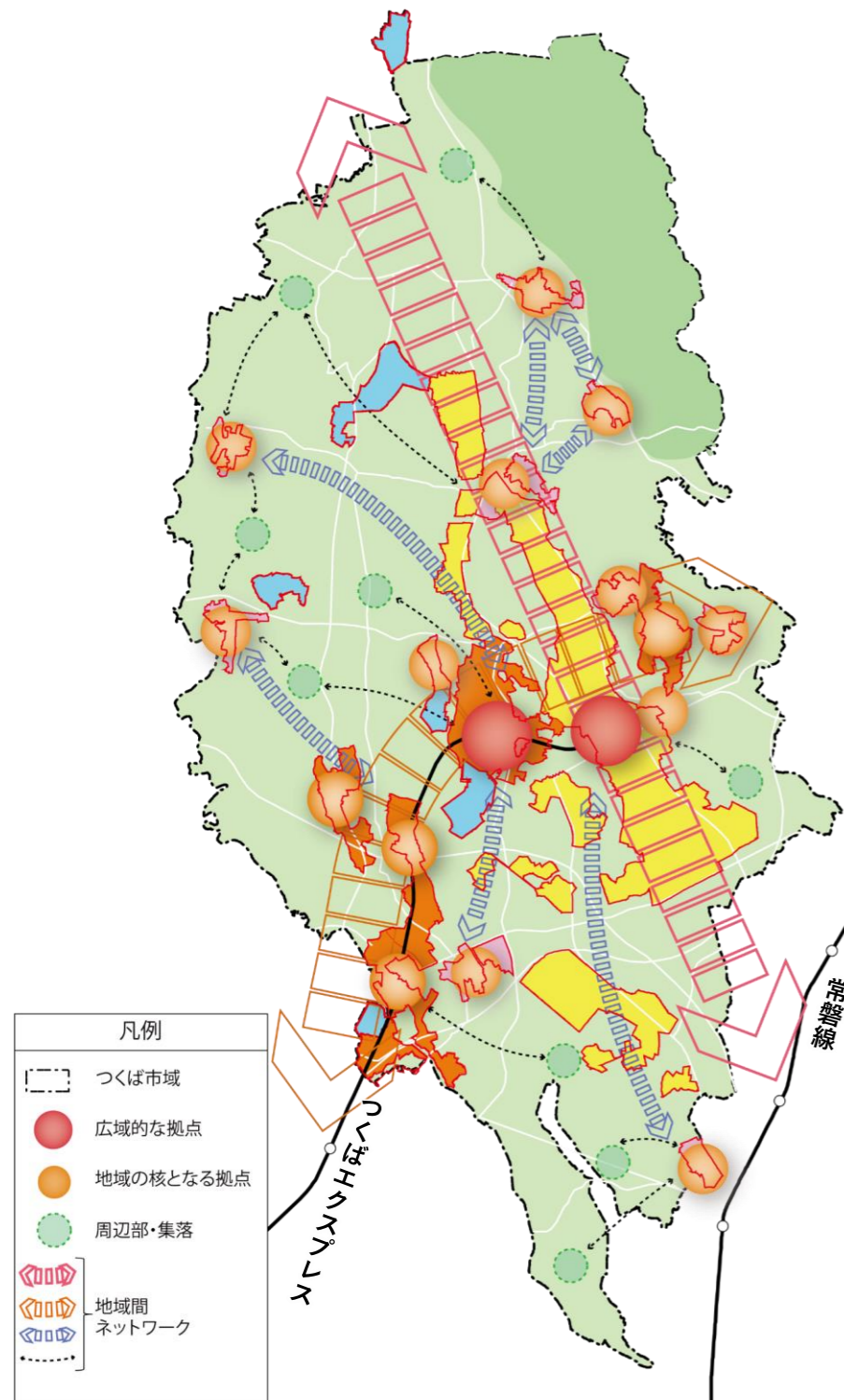
2) 計画期間

- 立地適正化計画の策定にあたっては、概ね20年後の都市の姿を展望することが考えられる（都市計画運用指針）こと、また、つくば市の都市計画に関する基本的な方針を示した「つくば市都市計画マスタープラン2015」は、平成27年度から平成47年度の20年間を計画期間としていることから、「つくば市立地適正化計画」の計画期間は、計画開始を平成30年度として「つくば市都市計画マスタープラン2015」と整合する、おおむね20年後の**平成47年度（2035年度）**までとします。

3) 将来都市構造

- つくば市都市計画マスタープラン2015では、将来都市構造として、ゾーン、拠点、南北軸とネットワーク等を位置づけています。
- 立地適正化計画では、つくば市都市計画マスタープラン2015に示される考え方を踏襲しながら、都市機能、居住機能、公共交通ネットワークを中心に、「**多極ネットワーク型の持続可能でコンパクトな都市**」を将来都市構造とし、次の4つの柱をまちづくりの目標として設定します。

多極ネットワーク型の都市構造（案）



1

広域的な拠点の形成

- ▶ 都市機能の集約、高密度な居住誘導により、メリハリある都市づくりを実現するため、拠点の利便性の向上を図り、広域的な核として活力・にぎわいの創出を推進します。

2

地域の核となる拠点の形成

- ▶ 将来的な人口減少や高齢化の進行を見据え、拠点への生活サービス機能の集約を進めるとともに、徒歩や自転車、公共交通を用いて拠点に容易にアクセスできるエリアへの定住を促進します。

3

周辺部の集落や団地の地域コミュニティの維持

- ▶ 周辺部の集落や団地等については、人口減少や高齢化の中でも、地域コミュニティを維持し、持続可能な地域づくりを目指します。

4

生活を支える主要な公共交通ネットワークの形成

- ▶ 公共交通網形成計画と連携し、将来の都市構造を構成する骨格軸として、鉄道及び主要なバス路線を位置づけ、各拠点間や地域間の連携を充実化し、同軸上やその周辺地域へ都市機能や居住を誘導し、持続的な都市経営を推進します。

(参考) 周辺部の集落や団地の地域コミュニティ維持の考え方

- 地域生活拠点及び周辺部の集落や団地等については、「**地域の核となる拠点***」として、人口減少や高齢化の中でも、地域コミュニティを維持し、持続可能な地域づくりを目指していきます。

*「地域の核となる拠点」
小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏

